

# 『広報ふそう』がスマートフォンなどで読むことができます！

政策調整課 内線 317

『広報ふそう』をスマートフォン、タブレットから、いつでもどこでも手軽に読むことができますようになりました。簡単で便利な「マチイロ」をぜひご利用ください。  
なお、紙の広報紙は、今までどおり各世帯に配布します。

### 【利用方法】

下記のQRコードを読み込み、無料アプリ「マチイロ」をダウンロードしてください。  
性別・生年月・お住まいの地域などの個人設定をしてください。



【iOS】



【Android】



※アプリのダウンロードは無料ですが、通話料は利用者の負担となります。  
※アプリ内に表示される広告は、本町とは何ら関係ありません。  
※「マチイロ」に関するお問い合わせは、株式会社ホープ ☎092-716-1404 へ

## 扶桑町埋立て等の規制に関する条例について

産業環境課 内線276

扶桑町では、土壌環境を守るため埋立て等の規制に関する条例を平成22年に制定し運用しています。  
広さ500平方メートル以上で、平均高さ2メートル以上の盛土や埋立て工事を行う時は、平成22年7月から許可が必要となりました。  
右記のような一定規模以上の宅地開発の盛土や砂利採取跡地等の埋立てを行う時は、段階的に検査が必要です。  
工事施工者は、使用する土砂等が環境基準に適合しているかを事前に検査し、合格したものを使って盛土や埋立て等の工事を行わなければなりません。

また、埋立て現場等での定期的な土砂等検査（毎月1回）や、完了時にも土砂等検査をしていただくこととなっています。  
もし、環境基準に適合していない土砂等が使われていることが判明し、工事施工者が撤去等の対策を実施しなかつた時には、土地所有者等の方々に撤去等の対策をしていただくことがありますので、ご注意ください。

▼問い合わせ 産業環境課

## 扶桑町道路占用条例・扶桑町公共用物の管理に関する条例の一部改正について

土木課 内線297

国の道路法施行令が一部改正され、所在地区分について改正前の人口別による「甲・乙・丙地」の3区分から、改正後は固定資産税評価額の平均別に「第1～5級地」の5区分に見直しが行われ、この結果、扶桑町の所在地区分は「丙地」から「第2級地」に位置づけられました。

このため、今回の占用料単価の改定により、扶桑町においても道路占用料単価を見直すものとし、政令単価の基本的な算定式にある固定資産税評価額欄を国の示す平均値から愛知県示す平均値に改め、より扶桑町の地価に即した占用料単価に改正しました。  
一部改正しました条例の施行日は、平成29年4月1日となります。

現在、道路占用及び公共用物使用を利用されている方々には、年度替わりの時期大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどお願いします。  
詳しくは、土木課窓口、または扶桑町ホームページでご確認ください。

▼問い合わせ 土木課

## 扶桑公共下水道事業計画変更案の縦覧について

都市整備課 内線287

現在扶桑町では、扶桑公共下水道事業計画の変更手続きを進めています。

そこで、この事業計画変更案を次のとおり縦覧します。なお、利害関係者の方は、縦覧期間の満了の日までに事業計画変更案について意見書を提出することができます。

- ▼縦覧期間 3月13日(月)～27日(月) (土、日曜日・祝日を除く)
- ▼縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分
- ▼縦覧場所 役場都市整備課

## おめでとう

### \*スポーツ推進委員表彰

多年にわたりスポーツ事業の企画及び運営に尽力され、地域スポーツ振興に果たされた功績に対し表彰状が授与されました。



倉地延好さん

○中ブロックスポーツ推進委員表彰

## ありがとう

### 町へ（ふるさと寄附金）

一、金四十万円  
子どもの教育及び国際交流事業のために

### 社会福祉のために

一、金五千万円  
一、金八千四百円  
扶桑町ランドゴルフ協会様

## 義援金

平成28年12月2日～平成29年1月12日分

- ◆東日本大震災義援金 (役場義援金箱) 金 8,592 円
- ◆平成28年熊本地震災害義援金 (役場義援金箱) 金 9,590 円

日本赤十字社愛知県支部扶桑町分区分へ上記の金額が寄せられました。ご協力ありがとうございました。

## 健康相談窓口を開設します

産業環境課 内線273

従業者数50人未満の事業者やその事業所で働く人を対象として、産業医等による健康相談を行います。相談は無料で、相談内容や指導内容については、

## 手話奉仕員養成講座

福祉児童課 内線224

聴覚障害に対する理解を深め、地域で共に暮らし、災害時などにコミュニケーションができるよう、手話を学び交流しましょう。  
▼日時 4月13日(木)～平成30年2月8日(木)の毎週木曜日(5月4日、8月17日、11月23日、平成30年1月4日を除く全40回) 午前10時～正午  
▼場所 大口町健康文化センター多目的室または機能回復訓練室 (詳細は後日お知らせします。)

▼講師 尾北地区聴覚障害者福祉協会会員  
▼対象者 犬山市・江南市・岩倉市・大口町・扶桑町在住で初めて手話を学ぶ方

## スクールガード(学校安全ボランティア)活動にご協力を

ご協力を

子どもたちが安心して、安全に学校へ通えるよう、登下校時の付き添い・見守り活動やパトロール活動等に取り組んでいただいているのが、スクールガードの皆さんです。地域の防犯ボランティア、PTAや保護者を中心に、平成27年度は、約5万2千名の方にスクールガード活動に取り組んでいただきました。

しかし、依然として不審者による子どもへの声かけや後つけ、露出・痴漢といった犯罪の被害が後を絶ちません。一人でも多くの大人が目光らせることが、子どもたちを危険から守ることにつながります。

ぜひ、スクールガードとして学校へ登録していただき、登下校の時間に合わせた散歩や自宅前での作業など、できることから積極的にご協力ください。

▼問い合わせ 県教育委員会保健体育スポーツ課 健康学習室  
☎052(954)6829  
(http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/kenkogakushu/index.html)